

地域観光緊急支援事業

「信州割SPECIAL」

＜宿泊割 旅行会社向けマニュアル＞

割引適用可能期間

令和3年6月18日(金)~令和4年3月10日(木)予約・宿泊分まで(予定)
※但し令和3年12月24日(金)~令和4年1月10日(月)宿泊分は割引対象期間外とする。

※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には本事業を終了します。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2022.1.17更新版

<事業概要>

事業の通称	「信州割SPECIAL」事業
事業実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年6月18日(金)～令和4年3月10日(木)予約・宿泊分(予定) ※ 令和3年12月24日(金)～令和4年1月10日(月)宿泊分は割引対象期間外とする ※ 上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には本事業を終了します。

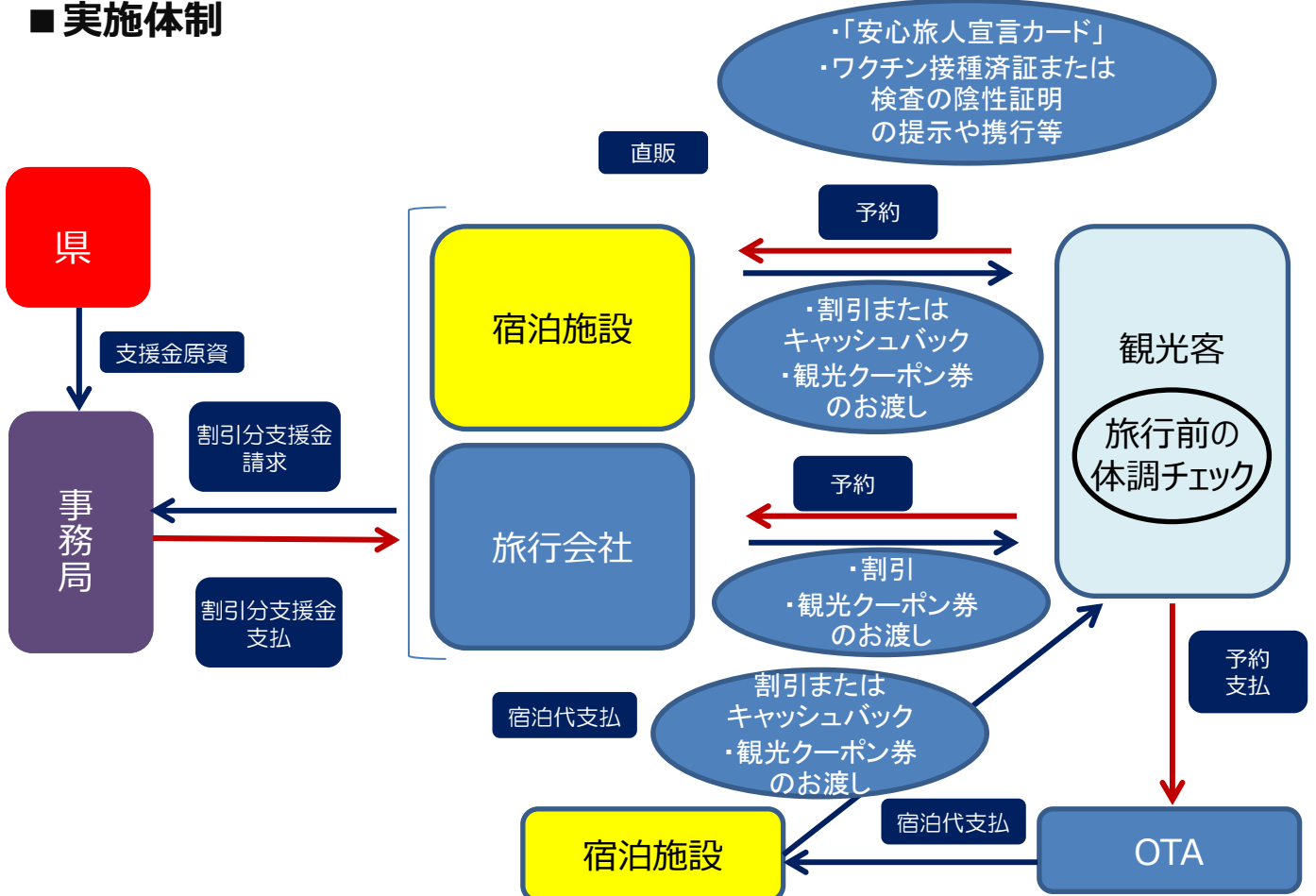
趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある観光産業を支援するため、長野県内在住者及び近隣県（新潟県、富山県、山梨県、静岡県、群馬県、埼玉県、岐阜県、愛知県）在住者を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者、及び地域の観光事業者で使えるクーポンの配布により利用料金の割引を行う事業者に対し支援を実施する。

■ 実施内容

地域観光緊急支援事業（「信州割SPECIAL」事業）は、県内在住者及び近隣県在住者の宿泊旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

■ 実施体制



＜支援対象＞

■対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・支援金の交付の対象となる対象事業者は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
- ・「信州の安心なお店認証制度」の参加事業者受付開始後速やかに申請を行うこと。
- ・旅行業法第3条に規定する登録を受けており、長野県内に営業所を有している旅行会社であること。
- ・旅行者に対して居住地の確認ができる者、長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼でき、かつガイドライン等に則して、ワクチンを接種済であることまたは、P C R 検査等の検査結果が陰性であることを確認できる者（[詳細は別紙「信州割SPECIALにおけるワクチン・検査パッケージの運用について」を参照](#)）。ただし、県内在住者においては12月28日(火)宿泊分まで、ワクチン接種済みまたは、P C R 検査結果が陰性であることの確認を免除できるものとする。

■支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は、県内在住者及び令和3年12月10日（金）以降に近隣県在住者が長野県内に1泊以上する県内の宿泊旅行代金とする。
- ・一社あたり（複数の支店がある旅行会社は一支店あたり）の上限泊数は1,800人泊までとする。（県内在住者と県外在住者の利用枠の区分はございません。併せて1,800人泊までが上限となります。）

※上限を超えての申請には応じられませんのでご注意ください。

- ・対象事業者は本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。

- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
- (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
- (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
- (5) 観光を主たる目的としていない宿泊旅行
- (6) その他、長野県及び事務局が不相当と認めるもの

＜支援対象＞

追記(重要)

■割引対象者

・割引を行う対象者は、**県内在住者**、令和3年12月10日(金)以降に長野県内を旅行する**新潟県、富山県、山梨県、静岡県在住者**、及び令和4年1月11日(火)以降に長野県内を旅行する**群馬県、埼玉県、岐阜県、愛知県在住者**であり、県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られ、かつガイドライン等に則して、ワクチンを接種済であることまたは、PCR検査等の検査結果が陰性であることを証明できる者に限る。ただし、県内在住者は令和3年12月28日(火)宿泊分までワクチン接種済であること、またはPCR検査等の検査結果が陰性であることの証明を免除できるものとする。

※予約期間により割引対象者の条件が異なります。

・令和4年1月19日(水)以降の新規予約分については、同居する県内在住者(1名の利用を含む)に限るものとする。

■割引対象期間

令和3年6月18日(金)～令和4年3月10日(木)

※予約期間により、割引対象期間が異なります。

予約期間	割引対象者の条件	宿泊対象期間	備考
R3/6/18～R3/7/25 までの予約分	同居の家族限定	R3/6/18～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/7/26～R3/8/10 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/7/26～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/8/11～R3/9/26 までの予約分	同居の家族限定	R3/8/11～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/9/27～R3/10/7 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/9/27～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/10/8～R4/1/18 までの予約分	長野県在住の方	R3/10/8～R4/3/10 ※R3/12/24～R4/1/10 宿泊分は割引対象期間外とする	R4/1/11宿泊分からはワクチン・検査パッケージの適用が割引の条件となります。
R3/12/10～R4/1/18 までの予約分	新潟県在住の方 富山県在住の方 山梨県在住の方 静岡県在住の方	R3/12/10～R4/3/10 ※R3/12/24～R4/1/10 宿泊分は割引対象期間外とする	ワクチン・検査パッケージの適用が割引の条件となります。
R3/12/27～R4/1/18 までの予約分	群馬県在住の方 埼玉県在住の方 岐阜県在住の方 愛知県在住の方	R4/1/11～R4/3/10	ワクチン・検査パッケージの適用が割引の条件となります。
R4/1/19～当面の間 の予約分	長野県在住の 同居の家族限定	R4/1/19～R4/3/10	ワクチン・検査パッケージの適用が割引の条件となります。 1名での利用も含む

■注意事項

・コロナの感染状況及びGoToトラベル事業の再開の状況によっては、本事業を中止することがあります。

・**上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、各事業者様の上限泊数に達していない場合であっても、本事業を終了します。**

<割引方法>

■割引額 ★一人当たり1旅行2泊まで

1人1泊当たりの宿泊旅行代金	1人1泊当たりの割引額
5,000円以上10,000円未満	2,500円
10,000円以上	5,000円

■割引の方法は以下の通りお願いします。

・旅行代金支払い時に割引を行ってください。

※割引を行う際は、必ず身分証明書の提示を受けるなど、原則として同居する県内在住者かどうかの確認を行ってください。

※旅行会社を通して予約を行う場合、旅行者は宿泊施設でのキャッシュバックは受けられませんので必ず旅行会社で割引対応をしてください。

※宿泊旅行代金割引の対象となるのは、長野県内の宿泊施設に宿泊するものに限りです。

※併用の可否について

市町村で実施している宿泊割引との併用は、県としては可能ですが、必ず各市町村に対しても併用可能かご確認ください。

ただし、**GoToトラベル事業及び「信州の宿 県民応援前売割」との併用はできません。**

【宿泊旅行代金に含まれないもの】

① 換金性の高いもの

- ・金券類（Q U Oカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたしますので、支援の対象になるか判断に迷われる場合には、事務局にメールまたはFAXにてご相談していただくようお願いします。

表1 1人1宿泊旅行あたりの支援額（割引額）早見表

種類	旅行形態	1旅行（宿泊）1人当たりの支援限度額
宿泊旅行	宿泊旅行1人当たり 10,000円以上	5,000円
	宿泊旅行1人当たり 5,000円以上10,000円未満	2,500円
観光クーポン	<p>1つの割引につき2,000円/1セット（500円×4枚綴り） ※割引対象者にのみお渡しください。 ※残ったクーポンは事務局に返却いただきますので、必ず1割引当たり1セット（500円×4枚綴り）のお渡しをお願いします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>●注意事項 > 本券は、長野県内にお住まいの方（在留外国人の方を含む）に限り有効です。 > 他割引や他クーポン等との併用の可否は店舗によって異なりますので、事前にご利用店舗にご確認ください。 > 住所や電話番号を正確に入力してください。 > 割引目的の本券の転売はいかなる場合でも認められません。 > ネットオークション等で転売されたチケットは無効となります。 > 転売により購入されたチケットのトラブルについては一切の責任を負いません。 > 本券は、記載されている有効期限内にご利用いただけます。 > 有効期限の記載のないものは、無効となります（必ず有効期限または旅行会社で記載してください）。 > 本券の盗難・紛失に対して、発行者は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。 > 本券は、未使用であっても払い戻ししません。また、現金との引き換え、つり銭を受け取ることはできません。 > 本券は、宿泊・旅行代金の支払いには使用できません。</p> <p>●本券の利用可能店舗はホームページでご確認ください。 http://tabi-susume.com/</p>	

旅行代金精算時に有効期限を記入したもののお客様へ必ずお渡しください。

観光クーポン券について

・本事業には宿泊割引に加えて観光クーポン券（一人1泊当たり2,000円分）が付帯しております。（県内在住者と県外在住者での観光クーポン券の区別はございません。同一の物をお渡しください。）

●クーポン券お渡し時の注意点

※観光クーポン券はお客様の精算時に割引対象のお客様にのみ1宿泊（割引）あたり1セット（500円×4枚綴り）を渡してください。

例）大人2名（割引前宿泊代金@10,000円）+子供1名（割引前宿泊代金@4,000円）で2泊の場合、お渡しするクーポン券は割引対象の大人2名×2泊分、合計4セット/（500円×4枚綴り）になります。

※この観光クーポン券には有効期限があります。

・有効期限は旅行者の宿泊旅行期間（出発日～帰着日）になります。

・観光クーポン券に有効期限を**押印**または**手書き**で記入して下さい。

・**有効期限の記入がない観光クーポン券は無効**となりますので、必ず各旅行会社でご記入下さい。

・観光クーポン券の**最終の有効期限は3/11（金）**となります。

例）3/10（木）～3/12（土）宿泊の場合クーポン券の有効期限は3/10（木）～3/11（金）までです。

※お手元にある観光クーポン券の枚数が、割引上限人泊数となります。枚数が足りない場合や追加されたい場合はホームページの追加申請フォームより申請してください。（初回発送分を含め1施設あたり**最大1,800セットまで申請可能です**）

※観光クーポン券追加のご申請をいただいてから到着までは1～2週間程度かかりますので、追加のご申請は余裕を持って行っていただきます様お願いします。

※利用可能店舗に関してはURL<https://tabi-susume.com/kankosearch/>をご確認ください。

<重要>

最終的に余ったクーポン券は令和4年3月18日（金）までに事務局宛にご返送をお願い致します。（送料は事業者様負担でお願い致します。）

返送先：〒381-2247 長野県長野市青木島4-4-9
NTTロジスコ信越支店内「信州割SPECIAL事務局」宛

※**割引実績とご返送頂くクーポン券の枚数に相違があった場合、不足額分を補填して頂く場合がございます。適切にクーポン券を管理頂きますようお願い致します。**



・有効期間は宿泊者のチェックイン日～チェックアウト日までです。
押印または手書きにて有効期限を記入してください。
※但し最終の有効期限は3/11（金）までですご注意ください。

※お客様のご予約変更や、書き損じによる有効期間の訂正については二重線の上事業者印を押印し訂正してください。**原則交換はいたしません。**

※券面には「長野県民限定」と記載されていますが、令和3年12月10日以降、対象の近隣県の方もお使いいただけます。

※令和4年以降にお使いいただく場合、有効期限欄の「令和3年」を「令和4年」と書き換えてお客様へお渡しいただきます様お願い致します。

<注意事項>

■ 感染防止対策の徹底について

各旅行会社で感染防止対策の徹底をお願いします。
また、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内、店頭に掲示するとともに、「信州の安心なお店認証制度」の受付開始後に速やかに申請を行ってください。

〔申請ページ〕<https://shinshu-anshin.net/>

■ 割引にあたって

・旅行者お一人様の割引上限は、**1旅行につき2泊まで**となります。

・旅行者の住所確認について

該当商品を販売する宿泊事業者様及び旅行会社様は、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、割引対象県在住者であることの確認をお願いします。
団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと該当居住地の方であることの確認を行ってください。

・旅行者への感染防止の依頼について

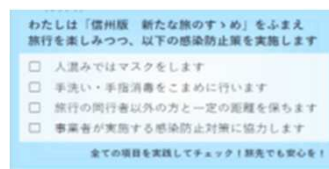
お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>



カード見本
←表 裏→



・価格表示について

販売にあたっては、当事業を適用していることを明示し、支援金額と割引後の価格が消費者に分かりやすい様に掲示してください。

例：販売料金 5,000円（「県民支えあい 信州割SPECIAL」5,000円分の割引適用後の価格です）

・取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。
ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示し、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」で算出することができます。

<注意事項>

■ 予約状況報告のお願い

支援額の精算申請とは別に、全事業者様の予約状況を確認する為、お手数ではございますが、2週に一度予約状況報告をお願い致します。

事務局より「信州割SPECIAL」事業販売進捗状況ヒアリングシートをメールにて各事業者様に送付致しますので、ご記入の上、下記の表の各日付までに事務局宛にメールにて（メールが不可の場合はFAXにて）、**販売状況を必ずご報告頂きますようお願い致します。**

※予約状況がゼロの場合も必ずご報告ください。

※各月の宿泊実績ではなく、事業実施期間内の予約累計のご報告をお願い致します。

※報告がない場合はクーポンの配布数を追加することができませんのでご注意ください。

「信州割SPECIAL」事業販売進捗状況ヒアリングシートは下記のURLからもダウンロードしていただけます。

<https://tabi-susume.com>

また、割引人数が上限に達した場合は、報告日に限らず、速やかに事務局まで電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。（TEL:026-263-7322）

実績報告日スケジュール

11月	12月	1月	2月	3月
8日 (月)	6日 (月)	11日 (火)	7日 (月)	7日 (月)
22日 (月)	20日 (月)	24日 (月)	21日 (月)	

＜注意事項＞

■ 留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、観光庁の「地域観光事業支援」を活用した事業です。
国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■ 不正利用の防止について

（１）キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、旅行・宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

（２）ノーショウの防止

本事業の目的である長野県内の観光需要の早期回復という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するものの中には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。

各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

（３）事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、

事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについて>

■ 支援額の請求申請について

お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けます。**

<https://tabi-susume.com/biz-sws/>

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

精算回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回(最終)
宿泊日 (チェックイン(CI)日)	11/30(火) CI分まで	12/28(火) CI分まで	1/31(月) CI分まで	2/28(月) CI分まで	3/10(木) CI分まで
請求期限	12/17 (金)	1/21 (金)	2/18 (金)	3/18 (金)	3/18 (金)

※最終請求期限を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず**令和4年3月18日(金)(必着)**までに請求手続きを済ませてください。いかなる場合もこれ以降の申請につきましては、**支払い手続きができませんので、ご注意ください。**

※上記表の各宿泊日(チェックイン日)分の請求の申請は各回請求期限までに、必ず申請をお願い致します。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

振込名義人名：「信州割スペシャル事務局」

■ 請求手続きに必要な提出書類

- ①実績内訳シート(様式第5号-2)・旅行会社用
- ②宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類
- ③その他事務局が必要と認めるもの(②では確認できない項目がある場合に必要)
(お客様への旅行費用還元が確認できる書類等)

上記①実績内訳シートは、様式が新しくなっております。

12月10日以降の宿泊分(宿泊者が長野県民のみの場合は1月11日以降の宿泊分)については、**新しい様式でご請求いただかないと精算ができません**ので新様式にてご提出ください。

(新様式は下記よりダウンロードできます。)

<https://tabi-susume.com>

②の書類はお客様のご旅行が(キャンセルされることなく)実際に行われたか、適正に割引が行われたか、また①実績内訳シートの記載内容が正しいかどうかを事務局で確認させていただき、為您ご提出いただきます。次項を参考にいただき、書類のご準備をお願いします。

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

- ①②はWEB申請同様
- ③実績報告書(様式第4号-1)
- ④信州割 支援金請求書兼委任状(様式第7号)

上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com>

＜支援を受けるための手続き＞

【②宿泊旅行実績及び割引をしたことが確認できる書類】

- 宿泊証明書 ■ 宿泊施設との精算に基づく精算書
- 旅行引受書又は申込書 ■ 旅行特別補償保険に関する書類
- お客様との旅行販売における領収証（旅行内容がわかるもの） など

上記の証明書類で確認できない項目がある場合は

【③その他事務局が必要と認めるもの】として以下の書類を追加提出

- お客様への旅行請求書（内訳記載があり、割引前後の料金が確認できるもの）
- 「県民支えあい 信州割SPECIAL」商品パンフレットやWEB案内画面キャプチャーなどの商品告知物（料金の記載があるもので割引後の金額が明確なもの） など

※実績報告に必要な提出書類につきましても原則、**精算用フォームに添付していただきWEBにて精算申請をお願い致します。**

WEBでの申請が不可な事業者様に限り下記の様式をご準備いただき郵送にてお送りください。（送料は事業者様ご負担となります。）

<請求手続きについて>

■「実績内訳シート（様式第5号-2）」の記入方法について

【旅行会社用】実績入力シート（※「信州割SPECIAL」事業）																
事業番号	R - 000		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊日順に、1予約ごと記入してください。1予約で複数の宿泊準備 宿泊者が複数の対象県にまたがる場合は、行を変えてご入力ください。 ・一人1泊あたりの宿泊代金が5,000円以上10,000円未満は2,500円の割引、10,000円以上が5,000円の割引です。1度の宿泊旅行あたり2泊までが上限です。 ・割引の対象は、長野県在住者及び令和3年12月10日(金)以降の新規予約 宿泊分からは、新潟県・富山県・山梨県・静岡県在住者、令和4年1月11日(火)以降の宿泊分からは、群馬県・埼玉県・岐阜県・愛知県在住者が対象となります。 ・宿泊者に対して、ワクチン接種済であること、またはPCR検査等の結果が陰性であることの証明を必ず確認いただき、下記一覧表の確認欄に確認方法を選択してください。 ・割引対象期間は、令和3年6月18日(金)から12月23日(木)及び令和4年1月11日(火)から3月10日(木)までの宿泊分が対象です。 ※ただし、令和3年10月7日(木)までに予約された新規の予約分は、令和3年6月18日(金)から12月28日(火)宿泊分までを対象とします。 ・1社あたり(複数の支店がある旅行会社は1支店あたり)の上限泊数については、1,800人泊です。上限を超えた請求については削除ができませんのでご注意ください。また、予算の上限に達した場合は、各事業者様の上限泊数に達していない場合や、割引対象期間中であっても本事業を終了します。 ・今後の感染状況及びGoToトラベル事業の再開の状況によっては、本事業を中止することがあります。 													
旅行会社名・支店名称	(株) 長野ABC 長野支店															
担当者名	観光 太郎															
電話番号	026-000-0000															
請求月	2	月分														
※白いセルのみご入力ください。																
No	宿泊者名(代表)	お客様居住地(都道府県名)	宿泊日	宿泊施設名	人数	お一人様一泊あたりの宿泊代金(割引前)	入数	2,500円割引	5,000円割引	助成対象人数	総宿泊代金(割引前)	割引総額	総宿泊代金(割引後)	ワクチン接種証明またはPCR等陰性証明の確認		
例	長野 太郎	長野県	12月			0	15,000	0	20	3	27,500	12,500	15,000	ワクチン接種証明またはPCR等陰性証明の確認 ※必ず確認した方法を記載してください。異なる方法を複数に同時に記入した数も合計して支店別にお支払いができません。		
1	富山 太郎	富山県	12月20日	EFGB		0	13,200	0	3	40	600,000	200,000	400,000	店舗にて確認		
2	長野 花子	長野県	12月11日			0	13,200	0	3	6	79,200	30,000	49,200	店舗にて確認		
3	新潟 太郎	新潟県	12月10日	Aホテル	1	1	9800	16500	2	5	7	102,100	30,000	72,100	店舗にて確認	
2	愛知 実家		12月31日	A湯温泉 Aホテル	2	2	9800	16500	2	5	4	10	204,200	60,000	144,200	店舗にて確認
4		新潟県														
5		富山県														
6		山梨県														
7		静岡県														
8		群馬県														
9		埼玉県														
10		岐阜県														

お客様の居住都道府県名をご選択ください。

ワクチン接種証明またはPCR検査等の陰性証明を確認した方法をご選択ください。
(未記入の場合は支援金のお支払いができません。)

- ※複数の都道府県在住者が混在するグループでのご宿泊の場合、都道府県ごとに行を分けてご記載ください。
- ※内訳シート（表紙）は実績入力シートに記載頂いた内容が自動で反映されます。実績入力シートの**白色セル部分**に必要情報をご入力ください。

<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00

事務所所在地 〒381-0038
長野県長野市東和田857-1
信州名鉄長野ビル3F

T E L 026-263-7322

F A X 026-263-0076

E - m a i l tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com>
U R L 内特設ページを開設
